に「補助」という。）の金額を超えない範囲において行う補助（以下「上乗せ補助」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が二五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　前号に規定する補助又は上乗せ補助を受けようとする起業家の事業についての審査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の算式によって算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあっては、施設ごとに次の算式によって算定した額の合算額）とする。

算式

A×0.5

算式の符号

A　屋外分煙施設の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は5,000,000円のいずれか少ない額

地域運営組織の経営力強化のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

大規模災害により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

特定大規模災害等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号に規定する特定大規模災害等をいう。）により被災した鉄道事業者が国の補助金を受けて実施する代替輸送運行に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二　次に掲げる事情を考慮して定める額

イ　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

ロ　低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。

ハ　地震対策に要する経費が多額であること。

ニ　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

八十三　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。

八十四　屋外分煙施設の整備に要する経費があること。

八十五　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。

八十六　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。

八十七　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

に「補助」という。）の金額を超えない範囲において行う補助（以下「上乗せ補助」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が二五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　前号に規定する補助又は上乗せ補助を受けようとする起業家の事業についての審査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の算式によって算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあっては、施設ごとに次の算式によって算定した額の合算額）とする。

算式

A×0.5

算式の符号

A　屋外分煙施設の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は5,000,000円のいずれか少ない額

八十三　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。

八十四　屋外分煙施設の整備に要する経費があること。

［新設］

［新設］

［新設］

二　次に掲げる事情を考慮して定める額

イ　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

ロ　低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。

ハ　地震対策に要する経費が多額であること。

ニ　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。